



# 島根県報

平成19年 3 月30日 ( 金 )  
号外 第 42 号  
( 毎週火・金曜日発行 )  
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

告 示		
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為	( 都 市 計 画 課 )	1
訓 令		
笹倉ダム操作規則	( 河 川 課 )	1

## 告 示

### 島根県告示第281号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則（平成 4 年島根県規則第31号）第12条第 1 項第 4 号及び第14条第 1 項第 4 号の規定により知事が指定する行為は、次のとおりとし、平成19年 4 月 1 日から施行する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

松江市景観計画（平成19年松江市告示第61号）に定められた景観計画区域内で行う行為

## 公 告

### 島根県訓令第 4 号

土 木 部  
益田県土整備事務所

河川法（昭和39年法律第167号）第14条第 1 項の規定に基づき、笹倉ダム操作規則を次のように定める。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

### 笹倉ダム操作規則

( 通 則 )

第 1 条 笹倉ダムの操作については、この訓令の定めるところによる。

( ダムの用途 )

第 2 条 笹倉ダムは、流水の正常な機能の維持をその用途とする。

( 洪水 )

第 3 条 この訓令において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が、毎秒25立方メートル以上である場合における当該流水とする。

( 水位 )

第 4 条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

( 常時満水位 )

第 5 条 貯水池の常時満水位は、標高138.2メートルとする。

( 洪水時最高水位 )

第6条 貯水池の洪水時最高水位は、標高139.50メートルとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第7条 流水の正常な機能の維持は、標高119.9メートルから標高138.2メートルまでの容量200,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第8条 益田県土整備事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

(1) 松江地方気象台から益田地区において、降雨に関する警報が発せられたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、笹倉ダム操作細則(平成19年3月30日訓河第1166号。以下「細則」という。)で定めるところにより、洪水の発生が予想されるとき。

(洪水警戒体制時における措置)

第9条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

(1) 土木部河川課、松江地方気象台その他細則に定める関係機関(以下「関係機関」という。)との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

(2) 予備電源設備の試運転その他洪水等の処理を行うことに関し必要な措置

(洪水等の処理)

第10条 洪水等の処理は、洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

(洪水等の処理の後における水位の低下)

第11条 前条の規定により洪水等の処理を行った後においては、洪水吐きからの自然放流により水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第13条 ダムによって貯留された流水は、第10条、第11条及び第16条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にゲートから放流を行うことができる。

(1) 第19条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、細則で定める特にやむを得ない理由があるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒1.18立方メートルとする。

(放流の原則)

第14条 所長は、ゲートから放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(放流量)

第15条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この訓令に特別の定めがある場合にあっては当該規定に定める量、その他の場合にあっては流入量に相当する量を超えてはならない。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、笹倉ダム地点及び堀川橋地点において別表に掲げる水量を確保できるよう必要な流水を洪水吐き又はゲートから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第18条 ダムから放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

( 計測、点検及び整備 )

第19条 所長は、細則で定めるところにより、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

( 観測 )

第20条 所長は、細則で定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

( 記録 )

第21条 所長は、ゲートを操作したとき、第17条の規定による放流に関する通知等を行ったとき、第19条の規定による計測、点検及び整備を行ったとき、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

( 細則 )

第22条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な手続その他の事項は、細則で定める。

附 則

この訓令は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

別表 ( 第16条関係 )

期 間	笹倉ダム地点における水量 ( 毎秒、立方メートル )	堀川橋地点における水量 ( 毎秒、立方メートル )
1 月 1 日 ~ 4 月25日	0.216	0.878
4 月26日 ~ 5 月 5 日	0.476	1.213
5 月 6 日 ~ 9 月20日	0.282	1.150
9 月21日 ~ 12月31日	0.216	0.878

